



# 山形県公報

令和3年6月11日(金)  
第212号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

○山形県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則……………(建築住宅課) ……636

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(最上総合支庁地域保健福祉課) ……637
- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(地域福祉推進課) ……638
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の休止の届出……………(同) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……639
- 国土調査の成果の認証……………(農村計画課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……640
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……641
- 森林法に基づく通知に代わる告示……………(森林ノミクス推進課) ……同
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……648
- 同……………(同) ……同
- 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく裁定……………(県土利用政策課) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……649
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 歳入の収納の事務の委託……………(会計局) ……同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(同) ……650

### 選挙管理委員会関係

### 告 示

- 直接請求に必要な有権者の数……………651
- 平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号(公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設)の一部改正……………652

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(最上総合支庁総務課) ……同
- 令和3年度狩猟免許更新に係る適正試験及び講習の実施……………(みどり自然課) ……653
- 指定管理者の募集……………(文化振興・文化財活用課) ……654
- 同……………(都市計画課) ……655
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(会計局) ……656
- 指定管理者の募集……………(教育委員会) ……同

### 正 誤

# 規 則

山形県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 山形県規則第52号

### 山形県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

山形県営住宅条例施行規則（昭和37年4月県規則第43号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第11号中

|        |                  |      |        |        |
|--------|------------------|------|--------|--------|
| 老人扶養親族 | の16歳以上23歳未満の扶養親族 | 障がい者 | 特別障がい者 | 寡婦（寡夫） |
|        |                  |      |        |        |
|        |                  |      |        |        |
|        |                  |      |        |        |
|        |                  |      |        |        |

を

|                        |        |                  |      |        |    |      |
|------------------------|--------|------------------|------|--------|----|------|
| 給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する者 | 老人扶養親族 | の16歳以上23歳未満の扶養親族 | 障がい者 | 特別障がい者 | 寡婦 | ひとり親 |
|                        |        |                  |      |        |    |      |
|                        |        |                  |      |        |    |      |
|                        |        |                  |      |        |    |      |
|                        |        |                  |      |        |    |      |

に改める。

別記様式第18号の2及び別記様式第19号中

|        |                 |      |        |        |
|--------|-----------------|------|--------|--------|
| 老人扶養親族 | 16歳以上23歳未満の扶養親族 | 障がい者 | 特別障がい者 | 寡婦（寡夫） |
|        |                 |      |        |        |
|        |                 |      |        |        |
|        |                 |      |        |        |
|        |                 |      |        |        |

を

|        |                   |        |                 |      |        |    |      |
|--------|-------------------|--------|-----------------|------|--------|----|------|
| 得を有する者 | 給与所得又は公的年金等に係る雑所得 | 老人扶養親族 | 16歳以上23歳未満の扶養親族 | 障がい者 | 特別障がい者 | 寡婦 | ひとり親 |
|        |                   |        |                 |      |        |    |      |
|        |                   |        |                 |      |        |    |      |
|        |                   |        |                 |      |        |    |      |

に改める。

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

告 示

山形県告示第507号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和3年6月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地      | 事業所の名称及び所在地                                          | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日   |
|-----------------------------------|------------------------------------------------------|-------------|---------|
| 特定非営利活動法人すぎのこハウス<br>新庄市十日町1400番4号 | 指定障がい福祉サービス事業所 すぎのこハウス グループホーム ケイシン<br>新庄市上金沢町10番37号 | 共同生活援助      | 令和3.6.1 |

**山形県告示第508号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和3年6月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称   | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日  |
|---------------------|---------------------|------------|
| 平 井 医 院             | 米沢市館山四丁目3番18号       | 令和 3. 2. 4 |
| フ レ ン ド 薬 局 東 根     | 東根市温泉町二丁目15番2-111号  | 同 4. 1     |
| 天 童 西 口 ク リ ニ ッ ク   | 天童市駅西一丁目9番7号        | 同 5. 1     |
| か え で 薬 局 天 童 西 口 店 | 天童市駅西一丁目9番6号        | 同          |

**山形県告示第509号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和3年6月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 廃 止 年 月 日  |
|-------------------|---------------------|------------|
| 平 井 医 院           | 米沢市館山四丁目3番18号       | 令和 3. 2. 4 |
| フ レ ン ド 薬 局 東 根   | 東根市温泉町二丁目15番2-111号  | 同 3. 31    |
| エムハート薬局さくらしんまち店   | 鶴岡市桜新町11番10号        | 同 4. 10    |
| 神 尾 胃 腸 科         | 米沢市城西三丁目2番5号        | 同 4. 30    |

**山形県告示第510号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

令和3年6月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

|           |              |             |
|-----------|--------------|-------------|
| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地   | 休止年月日       |
| 神 尾 胃 腸 科 | 米沢市城西三丁目2番5号 | 令和 3. 4. 19 |

**山形県告示第511号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和3年6月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称                   | 施設又は実施する事業の種類                | 指定介護機関の所在地        | 廃止年月日      |
|-----------------------------|------------------------------|-------------------|------------|
| 平 井 医 院                     | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養<br>管理指導 | 米沢市館山四丁目3番18号     | 令和 3. 2. 4 |
| 鶴岡市農業協同組合福祉サービス             | 訪 問 介 護                      | 鶴岡市白山字西野191番地     | 同 3. 31    |
| 居宅介護支援事業所 上田診療所             | 居 宅 介 護 支 援                  | 酒田市上野曾根字上中割73番地   | 同          |
| 酒田市日吉町指定訪問介護事業所             | 訪 問 介 護                      | 酒田市日吉町一丁目6番25号    | 同          |
| 村山市社会福祉協議会訪問入浴介護事業所         | 訪 問 入 浴 介 護                  | 村山市中央一丁目5番24号     | 同          |
| 指定訪問介護事業所ヘルパー<br>ステーションあこがれ | 訪 問 介 護                      | 天童市大字荒谷1973番地1345 | 同          |

**山形県告示第512号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和3年6月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
米沢市
- 2 調査を行った期間  
令和元年5月21日から令和3年3月25日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
米沢市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
笹野本町及び笹野町の各一部
- 5 認証年月日  
令和3年6月2日

**山形県告示第513号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和3年6月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称

最上町

- 2 調査を行った期間  
平成24年4月1日から平成27年3月24日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
最上町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字富沢の一部
- 5 認証年月日  
令和3年6月2日

**山形県告示第514号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和3年6月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
高島町
- 2 調査を行った期間  
令和元年7月2日から令和3年2月26日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
高島町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字高島の一部
- 5 認証年月日  
令和3年6月2日

**山形県告示第515号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、成沢土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和3年6月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所         |
|----------|---------|-------------|
| 理 事      | 三 沢 直 己 | 山形市蔵王成沢71番地 |
| 同        | 長 岡 十 三 | 同 129番地     |
| 同        | 相 馬 清 孝 | 同 115番地     |
| 同        | 荒 井 勲   | 同 57番地2     |
| 同        | 庄 司 一 男 | 同 42番地      |
| 同        | 荒 井 庄 治 | 同 蔵王山田58番地  |
| 同        | 荒 井 正 喜 | 同 70番地      |
| 監 事      | 岡 崎 清 一 | 同 蔵王成沢45番地  |

|   |         |   |        |
|---|---------|---|--------|
| 同 | 山 口 峰 雄 | 同 | 89番地 1 |
|---|---------|---|--------|

**山形県告示第516号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、成沢土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和3年6月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所           |
|----------|---------|---------------|
| 理 事      | 荒 井 勲   | 山形市蔵王成沢57番地 2 |
| 同        | 相 馬 清 孝 | 同 115番地       |
| 同        | 菊 地 栄 一 | 同 142番地       |
| 同        | 山 口 峰 雄 | 同 89番地 1      |
| 同        | 須 田 英 司 | 同 50番地        |
| 同        | 荒 井 庄 市 | 同 蔵王山田40番地    |
| 同        | 横 山 邦 昭 | 同 83番地        |
| 監 事      | 庄 司 一 男 | 同 蔵王成沢42番地    |
| 同        | 板 垣 実   | 同 74番地        |
| 同        | 長 岡 幸 男 | 同 716番地 2     |

**山形県告示第517号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のとおり保安林に係る指定施業要件を変更する予定である旨の通知をすべきところ、所有者の所在が不分明であるので、同法第189条の規定により、その通知の内容を鶴岡市役所、酒田市役所及び庄内町役場の掲示場に掲示した。

令和3年6月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
鶴岡市今泉字真台375番 1
- (2) 森林所有者の氏名  
鈴木修
- (3) 通知の要旨  
令和3年4月9日付け県告示第334号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。  
なお、詳細は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
鶴岡市今泉字真台375番 1

- (2) 森林所有者の氏名  
鈴木伸一郎
- (3) 通知の要旨  
令和3年4月9日付け県告示第334号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。  
なお、詳細は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
鶴岡市菱津字六郎谷79番、80番、97番、181番、188番、191番、192番1、193番10から193番12まで、193番14、194番、223番、226番
- (2) 森林所有者の氏名  
本間義則
- (3) 通知の要旨  
令和3年4月9日付け県告示第334号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。  
なお、詳細は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
鶴岡市菱津字六郎谷216番
- (2) 森林所有者の氏名  
本間五知生
- (3) 通知の要旨  
令和3年4月9日付け県告示第334号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。  
なお、詳細は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 5 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
鶴岡市上田沢字柳屋平32番4
- (2) 森林所有者の氏名  
亀井種子
- (3) 通知の要旨  
令和3年4月9日付け県告示第334号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。  
なお、詳細は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 6 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
鶴岡市上田沢字柳屋平42番
- (2) 森林所有者の氏名  
阿部多一
- (3) 通知の要旨  
令和3年4月9日付け県告示第334号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。  
なお、詳細は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 7 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
鶴岡市田麦俣字一枚畑48番14
- (2) 森林所有者の氏名  
遠藤稚芳
- (3) 通知の要旨  
令和3年4月9日付け県告示第334号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。



なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 8 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東田川郡庄内町科沢字東山11番9
- (2) 森林所有者の氏名  
阿部眞由美
- (3) 通知の要旨  
令和3年4月9日付け県告示第334号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。  
なお、詳細は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び庄内町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 9 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東田川郡庄内町科沢字東山11番10、11番15、11番21
- (2) 森林所有者の氏名  
斎藤浩幸
- (3) 通知の要旨  
令和3年4月9日付け県告示第334号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。  
なお、詳細は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び庄内町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 10 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東田川郡庄内町科沢字東山14番4
- (2) 森林所有者の氏名  
阿部啓一
- (3) 通知の要旨  
令和3年4月9日付け県告示第334号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。  
なお、詳細は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び庄内町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 11 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東田川郡庄内町肝煎字板敷8番、48番、96番、103番、107番、113番、116番
- (2) 森林所有者の氏名  
小林周太
- (3) 通知の要旨  
令和3年4月9日付け県告示第334号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。  
なお、詳細は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び庄内町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 12 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東田川郡庄内町肝煎字板敷19番154
- (2) 森林所有者の氏名  
秋葉端午
- (3) 通知の要旨  
令和3年4月9日付け県告示第334号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。  
なお、詳細は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び庄内町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 13 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東田川郡庄内町肝煎字板敷19番182

- (2) 森林所有者の氏名  
森居金一
- (3) 通知の要旨  
令和3年4月9日付け県告示第334号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。  
なお、詳細は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び庄内町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 14 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東田川郡庄内町肝煎字板敷19番182
- (2) 森林所有者の氏名  
長南西治
- (3) 通知の要旨  
令和3年4月9日付け県告示第334号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。  
なお、詳細は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び庄内町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 15 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東田川郡庄内町肝煎字板敷19番182
- (2) 森林所有者の氏名  
門脇時雄
- (3) 通知の要旨  
令和3年4月9日付け県告示第334号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。  
なお、詳細は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び庄内町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 16 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東田川郡庄内町肝煎字板敷19番182
- (2) 森林所有者の氏名  
長南幸太
- (3) 通知の要旨  
令和3年4月9日付け県告示第334号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。  
なお、詳細は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び庄内町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 17 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東田川郡庄内町肝煎字板敷48番、96番、103番、107番、113番、116番
- (2) 森林所有者の氏名  
阿部博
- (3) 通知の要旨  
令和3年4月9日付け県告示第334号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。  
なお、詳細は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び庄内町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 18 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東田川郡庄内町肝煎字板敷48番、96番、103番、107番、113番、116番
- (2) 森林所有者の氏名  
小林きみ
- (3) 通知の要旨  
令和3年4月9日付け県告示第334号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。  
なお、詳細は、次のとおりとする。

- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び庄内町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 19 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東田川郡庄内町肝煎字板敷48番、96番、103番、107番、113番、116番
- (2) 森林所有者の氏名  
小林武
- (3) 通知の要旨  
令和3年4月9日付け県告示第334号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。  
なお、詳細は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び庄内町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 20 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東田川郡庄内町肝煎字板敷48番、96番、103番、107番、113番、116番
- (2) 森林所有者の氏名  
小林清太郎
- (3) 通知の要旨  
令和3年4月9日付け県告示第334号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。  
なお、詳細は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び庄内町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 21 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東田川郡庄内町肝煎字板敷48番、96番、103番、107番、113番、116番
- (2) 森林所有者の氏名  
小林房雄
- (3) 通知の要旨  
令和3年4月9日付け県告示第334号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。  
なお、詳細は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び庄内町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 22 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東田川郡庄内町肝煎字板敷57番、62番、86番1、86番2、91番、107番
- (2) 森林所有者の氏名  
長南金也
- (3) 通知の要旨  
令和3年4月9日付け県告示第334号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。  
なお、詳細は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び庄内町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 23 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東田川郡庄内町肝煎字板敷57番、62番、86番1、86番2、91番、107番
- (2) 森林所有者の氏名  
遠田外一
- (3) 通知の要旨  
令和3年4月9日付け県告示第334号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。  
なお、詳細は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び庄内町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 24 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東田川郡庄内町肝煎字板敷65番、72番、77番、107番、字大越山1番3、1番4、1番54から1番56まで、  
字高森38番

- (2) 森林所有者の氏名  
齋藤勝喜
- (3) 通知の要旨  
令和3年4月9日付け県告示第334号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。  
なお、詳細は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び庄内町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 25 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東田川郡庄内町肝煎字板敷107番
- (2) 森林所有者の氏名  
長南喜男
- (3) 通知の要旨  
令和3年4月9日付け県告示第334号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。  
なお、詳細は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び庄内町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 26 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東田川郡庄内町肝煎字板敷107番
- (2) 森林所有者の氏名  
志田正美
- (3) 通知の要旨  
令和3年4月9日付け県告示第334号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。  
なお、詳細は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び庄内町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 27 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東田川郡庄内町肝煎字板敷107番
- (2) 森林所有者の氏名  
小林恒男
- (3) 通知の要旨  
令和3年4月9日付け県告示第334号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。  
なお、詳細は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び庄内町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 28 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東田川郡庄内町肝煎字板敷107番
- (2) 森林所有者の氏名  
早坂多市
- (3) 通知の要旨  
令和3年4月9日付け県告示第334号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。  
なお、詳細は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び庄内町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 29 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東田川郡庄内町肝煎字板敷110番
- (2) 森林所有者の氏名  
齋藤多一
- (3) 通知の要旨  
令和3年4月9日付け県告示第334号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。  
なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び庄内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 30 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東田川郡庄内町肝煎字板敷117番から124番まで、125番1、125番2、126番、128番
- (2) 森林所有者の氏名  
大場利秋
- (3) 通知の要旨  
令和3年4月9日付け県告示第334号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。  
なお、詳細は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び庄内町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 31 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東田川郡庄内町肝煎字大越山1番4、1番54から1番56まで、字高森38
- (2) 森林所有者の氏名  
門脇茂
- (3) 通知の要旨  
令和3年4月9日付け県告示第334号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。  
なお、詳細は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び庄内町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 32 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東田川郡庄内町肝煎字大越山1番31
- (2) 森林所有者の氏名  
齋藤定子
- (3) 通知の要旨  
令和3年4月9日付け県告示第334号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。  
なお、詳細は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び庄内町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 33 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
酒田市北俣字荒砥沢35番3から35番5まで
- (2) 森林所有者の氏名  
今野昭八
- (3) 通知の要旨  
令和3年4月9日付け県告示第334号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。  
なお、詳細は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び酒田市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 34 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
酒田市北俣字荒砥沢36番6
- (2) 森林所有者の氏名  
今野弘
- (3) 通知の要旨  
令和3年4月9日付け県告示第334号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。  
なお、詳細は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び酒田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第518号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和3年6月11日から同月25日まで縦覧に供する。

令和3年6月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 庄内空港立川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                            | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長       |
|--------------------------------|------|-----------------------|-----------|
| 東田川郡三川町大字猪子字高倉51番1地先から<br>同 まで | 旧    | 43.5メートル<br>}<br>40.4 | メートル<br>1 |
| 同 上                            | 新    | 43.5メートル<br>}<br>42.4 | 同 上       |

**山形県告示第519号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和3年6月11日から同月25日まで縦覧に供する。

令和3年6月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 余目加茂線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                        | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長         |
|--------------------------------------------|------|-----------------------|-------------|
| 東田川郡三川町大字猪子字高倉257番地先から<br>同 神花字六瀬297番3地先まで | 旧    | 15.3メートル<br>}<br>10.9 | メートル<br>701 |
| 同 上                                        | 新    | 16.8メートル<br>}<br>14.1 | 同 上         |

**山形県告示第520号**

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）第32条第1項の規定により、次のとおり特定所有者不明土地の収用についての裁定をした。

令和3年6月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 特定所有者不明土地の所在、地番、地目及び面積  
収用する土地  
所在 飽海郡遊佐町比子字服部興野

| 地 番 | 地 目 |    | 面 積 (㎡) |        | 収用する土地の<br>面積 (㎡) |
|-----|-----|----|---------|--------|-------------------|
|     | 公簿  | 現況 | 公簿      | 実測     |                   |
| 6番5 | 畑   | 畑  | 280     | 280.01 | 280.01            |

- 2 特定所有者不明土地に関する所有権その他の権利を取得し、又は消滅させる時期  
令和3年9月11日
- 3 特定所有者不明土地又は当該特定所有者不明土地にある物件の引渡し又は当該物件の移転の期限  
令和3年9月11日
- 4 特定所有者不明土地を収用することにより特定所有者不明土地の所有者が受ける損失の補償金の額

土地所有者（不明。ただし、登記名義人（亡）斎藤松代の法定相続人の全員又は一部の者）に対し、金699,605円

**山形県告示第521号**

次の開発行為は、完了した。

令和3年6月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
令和3年4月2日 指令村総建第127号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
寒河江市大字島字島南796番1、796番4、797番1、798番1、799番3、800番1、800番3、801番1、801番2、801番3
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第3地割426番地 株式会社薬王堂

**山形県告示第522号**

次の開発行為は、完了した。

令和3年6月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
令和3年4月21日 指令村総建第128号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東村山郡山辺町大字山辺字庚段6168番1、6168番2、6168番3、6169番2、6169番3、6169番4、6169番5、6173番1、6173番3（第1工区）
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
東京都港区芝浦三丁目1番21号 株式会社ファミリーマート

**山形県告示第523号**

次の開発行為は、完了した。

令和3年6月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
令和3年4月23日 指令村総建第131号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
上山市藤吾字三辻287番1、288番2、289番1
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
上山市松山二丁目6番32号 D-room松山103号 伊藤 友輝、伊藤 沙織

**山形県告示第524号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

令和3年6月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 委託した収納事務  
母子父子寡婦福祉資金貸付金、育英奨学金貸付金、特別貸与奨学金貸付金、スポーツ及び芸術奨学金貸付金及び高等学校定時制課程修学資金貸付金に係る償還金並びに育英奨学金貸付金、特別貸与奨学金貸付金及び高等学校定時制課程修学資金貸付金の償還金に係る遅延損害金のうち知事が指定するものの収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地
  - (1) 名 称 ニッテレ債権回収株式会社
  - (2) 所在地 東京都港区芝浦三丁目16番20号

3 委託期間

令和3年6月1日から令和6年5月31日まで

山形県告示第525号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年6月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第5中

|   |       |              |   |   |
|---|-------|--------------|---|---|
| 〃 | 東大町支店 | 〃 東大町一丁目9番5号 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 酒田支店  | 〃 中町二丁目6番17号 | 〃 | 〃 |

を

|   |      |              |   |   |
|---|------|--------------|---|---|
| 〃 | 酒田支店 | 〃 中町二丁目6番17号 | 〃 | 〃 |
|---|------|--------------|---|---|

に、

|   |      |                  |   |   |
|---|------|------------------|---|---|
| 〃 | 豊栄支店 | 新潟市北区白新町二丁目1番20号 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 新潟支店 | 〃 中央区東万代町1番26号   | 〃 | 〃 |

を

|   |      |                 |   |   |
|---|------|-----------------|---|---|
| 〃 | 新潟支店 | 新潟市中央区東万代町1番26号 | 〃 | 〃 |
|---|------|-----------------|---|---|

に、

|   |              |   |   |   |
|---|--------------|---|---|---|
| 〃 | 酒田支店酒田千石町出張所 | 〃 | 〃 | 〃 |
|---|--------------|---|---|---|

を

|   |              |   |   |   |
|---|--------------|---|---|---|
| 〃 | 東大町支店        | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 酒田支店酒田千石町出張所 | 〃 | 〃 | 〃 |

に、

|   |        |                |   |   |
|---|--------|----------------|---|---|
| 〃 | 新発田西支店 | 新発田市中央町三丁目3番5号 | 〃 | 〃 |
|---|--------|----------------|---|---|

を



|   |        |                     |   |   |
|---|--------|---------------------|---|---|
| 〃 | 豊栄支店   | 新潟市中央区東万代町<br>1番26号 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 新発田西支店 | 新発田市中央町三丁目<br>3番5号  | 〃 | 〃 |

に改める。

附 則

この規程は、令和3年6月14日から施行する。ただし、別表第5の改正規定中

|   |       |                  |   |   |
|---|-------|------------------|---|---|
| 〃 | 東大町支店 | 〃 東大町一丁目9<br>番5号 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 酒田支店  | 〃 中町二丁目6番<br>17号 | 〃 | 〃 |

を

|   |      |                  |   |   |
|---|------|------------------|---|---|
| 〃 | 酒田支店 | 〃 中町二丁目6番<br>17号 | 〃 | 〃 |
|---|------|------------------|---|---|

に改める部分及び

|   |                      |   |   |   |
|---|----------------------|---|---|---|
| 〃 | 酒田支店酒<br>田千石町出<br>張所 | 〃 | 〃 | 〃 |
|---|----------------------|---|---|---|

を

|   |                      |   |   |   |
|---|----------------------|---|---|---|
| 〃 | 東大町支店                | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 酒田支店酒<br>田千石町出<br>張所 | 〃 | 〃 | 〃 |

に改める部分は、同月21日から施

行する。

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第51号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和3年6月11日

山形県選挙管理委員会  
委員長 粕谷真生

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,229人

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 213,926人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

| 選挙区名      | 3分の1の数  | 選挙区名      | 3分の1の数  | 選挙区名 | 3分の1の数  |
|-----------|---------|-----------|---------|------|---------|
| 山形市       | 68,663人 | 上山市       | 8,627人  | 南陽市  | 8,706人  |
| 米沢市       | 22,395人 | 村山市       | 6,700人  | 東村山郡 | 7,153人  |
| 鶴岡市       | 35,367人 | 長井市・西置賜郡  | 15,233人 | 最上郡  | 10,799人 |
| 酒田市・酒飽海郡  | 32,756人 | 天童市       | 17,239人 | 東置賜郡 | 10,649人 |
| 新庄市       | 9,817人  | 東根市       | 13,180人 | 東田川郡 | 7,971人  |
| 寒河江市・西村山郡 | 22,162人 | 尾花沢市・北村山郡 | 6,393人  |      |         |

**山形県選挙管理委員会告示第52号**

平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号（公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設）の一部を次のように改正する。

令和3年6月11日

山形県選挙管理委員会

委員長 粕谷真生

- 「 〃 酒田市ひらた農村コミュニティカレッジ拠点施設」を  
 「 〃 酒田市ひらた農村コミュニティカレッジ拠点施設  
 〃 酒田市亀ヶ崎コミュニティ防災センター 」に改める。

**公 告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

令和3年6月11日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 申請のあった年月日  
令和3年4月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 チームZERO
  - (2) 代表者の氏名  
理事長 菅 聡
  - (3) 主たる事務所の所在地  
新庄市鳥越497番地5号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、地域社会の人口維持及び活性化を図るため、地域の住民や事業者と連携して壮年期の年齢層を対象とした結婚活動の支援を行うとともに、地域の歴史文化の伝承、農林産物等の地域資源の商品化、遊休公共施設の有効活用等により、地域社会の振興に寄与することを目的とする。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条第2項及び第4項の規定により、狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習を次のとおり実施する。

令和3年6月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 適性試験及び講習の期日及び場所

| 期 日          | 場 所            | 受験者の居住地                |
|--------------|----------------|------------------------|
| 令和3年7月14日（水） | 置賜総合支庁西置賜地域振興局 | 主に西置賜地域の市町             |
| 同 年7月20日（火）  | おぐに開発総合センター    | 主に小国町                  |
| 同 年7月27日（火）  | 置賜総合支庁（本庁舎）    | 主に東南置賜地域の市町            |
| 同 年7月28日（水）  | 置賜総合支庁（本庁舎）    | 主に南陽市、高島町              |
| 同 年7月29日（木）  | 最上総合支庁         | 主に新庄市、金山町、最上町          |
| 同 年7月30日（金）  | 最上総合支庁         | 主に舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村 |
| 同 年8月16日（月）  | 庄内総合支庁         | 主に庄内地域の市町              |
| 同 年8月17日（火）  | 庄内総合支庁         | 主に庄内地域の市町              |
| 同 年8月18日（水）  | 庄内総合支庁         | 主に庄内地域の市町              |
| 同 年8月25日（水）  | 村山総合支庁西村山地域振興局 | 主に寒河江市、河北町、西川町、朝日町、大江町 |
| 同 年9月1日（水）   | 村山総合支庁北村山地域振興局 | 主に村山市、東根市、尾花沢市、大石田町    |
| 同 年9月8日（水）   | 村山総合支庁（本庁舎）    | 山形市、上山市、天童市、山辺町、中山町    |
| 同 年9月14日（火）  | 村山総合支庁（本庁舎）    | 県内の全市町村                |

2 受験資格

県内に住所を有し、有効期限が令和3年9月14日の狩猟免許を所持する者

3 受験手続

狩猟免許更新申請書に次の書類（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の規定による銃砲の所持の許可を受けている者にあつては当該許可証の写し及び第2号に掲げる書類）を添えて、試験等の日の10日前までに居住地を所管する総合支庁に提出すること。

(1) 次のいずれにも該当しない旨の医師の診断書

イ 統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者

ロ 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

ハ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（イ及びロに該当する者を除く。）

(2) 写真（申請前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの寸法で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）1枚

## 4 その他

詳細については、各総合支庁保健福祉環境部環境課に問い合わせること。

山形県郷土館及び県政史緑地の指定管理者を次のとおり募集する。

令和3年6月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県郷土館（愛称：文翔館）及び県政史緑地
- (2) 所在地 山形市旅籠町三丁目4番51号

## 2 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

## 3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

- (7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
- (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
- (9) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(8)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。

ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

## 4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 令和3年6月11日（金）から同年7月16日（金）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 配布場所 山形県観光文化スポーツ部文化振興・文化財活用課文化振興担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2306  
なお、山形県のホームページからも入手することができる。

## 5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 令和3年6月11日（金）から同年7月16日（金）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。

## 6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県郷土館条例（平成7年7月県条例第36号）、山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）、山形県郷土館条例施行規則（平成7年9月県規則第71号）、山形県都市公園条例施行規則（昭和55年4月県規則第27号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

健康の森公園の指定管理者を次のとおり募集する。

令和3年6月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 健康の森公園
- (2) 所在地 山形市大字青柳地内

#### 2 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

#### 3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
  - イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
  - ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。
  - ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。
- (7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
- (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手續が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
- (9) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(8)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
  - イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
  - ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

#### 4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 令和3年6月11日（金）から同年7月16日（金）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 配布場所
  - イ 山形県県土整備部都市計画課都市公園担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3130
  - ロ 山形県村山総合支庁建設部都市計画課公園下水道担当 郵便番号990-2492 山形市鉄砲町二丁目19番68号 電話番号023(621)8220

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

#### 5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 令和3年7月8日（木）から同月16日（金）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所のいずれかに持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。

#### 6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）、山形県都市公園条例施行規則（昭和55年4月県規則第27号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和3年6月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量

- (1) A重油 54,000リットル
- (2) 灯油（大型タンクローリー車納入分） 486,000リットル
- (3) 灯油（中型タンクローリー車納入分） 71,000リットル
- (4) 灯油（ドラム缶納入分） 14,000リットル
- (5) レギュラーガソリン（大型タンクローリー車納入分） 22,000リットル

#### 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2723

#### 3 落札者を決定した日 令和3年4月2日

#### 4 落札者の名称及び所在地

高橋石油株式会社 天童市大字高木787

#### 5 落札金額

1の(1)から(5)までのそれぞれについて次のとおり。

- (1) 68,200円
- (2) 68,640円
- (3) 68,640円
- (4) 73,700円
- (5) 126,500円

#### 6 特定調達契約の相手方を決定した手續 一般競争入札

#### 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日 令和3年2月19日

山形県金峰少年自然の家の指定管理者を次のとおり募集する。

令和3年6月11日

山形県教育委員会  
教育長 菅 間 裕 晃

#### 1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県金峰少年自然の家  
山形県金峰少年自然の家海浜自然の家
- (2) 所在地 鶴岡市高坂字杉ヶ沢54番地1（山形県金峰少年自然の家）  
飽海郡遊佐町菅里字菅野299番（山形県金峰少年自然の家海浜自然の家）

#### 2 指定の期間

令和4年4月1日から令和8年3月31日まで

### 3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

- (7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
- (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
- (9) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(8)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
  - イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
  - ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

### 4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 令和3年6月11日（金）から同年7月16日（金）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 配布場所 山形県教育庁生涯教育・学習振興課青少年教育施設担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2831  
なお、山形県のホームページからも入手することができる。

### 5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 令和3年6月11日（金）から同年7月16日（金）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。

### 6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県青少年教育施設条例（昭和52年3月県条例第25号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

正 誤

|             |            |     |   |
|-------------|------------|-----|---|
| 発行年月日       | 県公報<br>番 号 | ページ | 行 |
| 令和 3. 5. 28 | 第208号      | 577 | 1 |

誤

|       |                                                                  |            |   |
|-------|------------------------------------------------------------------|------------|---|
| 別表第1中 | 自動車 <sup>（誤）</sup> の保管場所の確保等に関する法律<br>（昭和37年法律第145号）             | 第4条第1項ただし書 | を |
|       | 自動車 <sup>（正）</sup> の保管場所の確保等に関する法律<br>施行規則（平成3年国家公安委員会規則<br>第1号） | 第5条第1項     |   |

正

|       |                                                                  |            |   |
|-------|------------------------------------------------------------------|------------|---|
| 別表第1中 | 道路交通法（昭和35年法律第105号）                                              | 第74条の3第5項  | を |
|       | 自動車 <sup>（誤）</sup> の保管場所の確保等に関する法律<br>（昭和37年法律第145号）             | 第4条第1項ただし書 |   |
|       | 自動車 <sup>（正）</sup> の保管場所の確保等に関する法律<br>施行規則（平成3年国家公安委員会規則<br>第1号） | 第5条第1項     |   |

誤

正

|   |   |     |    |    |    |
|---|---|-----|----|----|----|
| 同 | 同 | 578 | 11 | 告示 | 規程 |
|---|---|-----|----|----|----|